

3 単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況

(表5)

学部・学科		認定者数 (A)	大学・短大・高専等		その他		1人当たり 平均認定 単位数 (B+C) / A
			認定単位数 (B)		認定単位数 (C)		
			専門科目	専門以外	専門科目	専門以外	
文学部	心理学科	1		2			2.0
	教育学科	2		2		2	2.0
	史学科	2		5			2.5
	日本文学科	2		15			7.5
	英文学科	1		10			10.0
	フランス文学科	1		4			4.0
	ドイツ文学科	2		8			4.0
	文化歴史学科	9		41			4.6
	総合心理科学科	8		32			4.0
	文学言語学科	83		575			6.9
計		111		694		2	6.3
法学部	法律学科	8		22		10	4.0
	政治学科	6	4	28		4	6.0
計		14	4	50		14	4.9
経済学部		17		116			6.8
計		17		116			6.8
商学部		225	2	139	688	180	4.0
計		225	2	139	688	180	4.5
総合政策学部	総合政策学科	37	76		138		5.8
	メディア情報学科	3	30				10.0
計		40	106		138		6.1
合計		407	112	999	826	196	5.2

[注] 1 原則として、大学設置基準第29条及び第30条で規定された「大学以外の教育施設等における学修」と「入学以前の既修得単位等の認定」に該当するものを記載すること。

ただし、上記には該当しないものの、単位互換協定以外で学生が国内外の大学において履修した授業科目の単位を自大学の単位として認定している場合は、本表の「大学・短大・高専等」欄に含めること。

- 2 「大学・短大・高専等」欄には、大学、短期大学または高等専門学校の専攻科における学修を、「その他」欄には①大学専攻科、②高等専門学校（大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの）、③専修学校専門課程（修業年限が2年以上のもの）（大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの）、④教育職員免許法に基づく認定講習・公開講座（大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの）、⑤社会教育主事講習（大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの）、⑥司書・司書補講習（大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの）、⑦司書教諭講習（大学において大学教育に相当する水準と認めたもの）を記載すること。
- 3 2004年度の実績を記入すること。
- 4 編入学生はここには含めないこと。